第号様式

|  |
| --- |
| **特定死者情報提供申出書**　年　　月　　日　（宛先）実施機関等　申出者　〒住所又は居所　電話番号　次のとおり特定死者情報の提供を求めます。 |
| 　申出に係る特定死者情報を特定するために必要な事項 | 住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　 　 　（　 　年 月 日生）申出者からみた続柄　　 　　上記の亡くなった者の  |
| 　本人確認等 | ア　申出者 | □遺族等　　□法定代理人　　□任意代理人 |
| イ　申出者の本人確認書類 | □運転免許証　　□個人番号カード□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書□その他（　　　　　　　　　　　　　　）※申出書を送付して申出をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 |
| ウ　本人と遺族等との関係を証する書類等 | ア　亡くなられた方（本人）に関する次の書類□戸籍謄本（原本）　□死亡診断書（写）　□その他（　　　　　　　）イ　亡くなられた方（本人）と遺族等との関係を証する次の書類□遺族等の戸籍謄本　□その他（　　　　　　　　　　　）※亡くなられた方の兄弟姉妹、甥姪、ひ孫以降の方が申出をする場合は、これらの書類に加え、亡くなられた方の祖父母、父母、配偶者、子、孫がいないことを証する書類（亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍謄本等）（原本）が必要です。 |
| エ　遺族等の状況等 | （法定代理人又は任意代理人が申出する場合にのみ記載してください。）　(ｱ) 遺族等の状況　□未成年者（　　　　年　　月　　日生）　□成年被後見人　　　　　　　　　　□任意代理人委任者　(ｲ) 遺族等の　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｳ) 遺族等の住所又は居所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| オ　代理人の申出資格確認書類 | （法定代理人又は任意代理人が申出する場合にのみ記載してください。）(ｱ) 法定代理人が申出する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）(ｲ) 任意代理人が申出する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。　□委任状　□その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 　希望する提供の方法※ご希望に沿えない場合があります。※費用等をご負担いただく場合があります。 | (1) いずれかを選択してください。□閲覧　　□写しの交付　　□その他（　　　　　　　　　　　　）(2) 写しの交付を希望する場合には、その方法等についても記載してください。ア　写しの郵送　　□希望する　□希望しないイ　電磁的記録媒体による写しの交付　　□希望する　　□希望しない※特定死者情報が電磁的記録に記録されている場合に限ります。 |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａとする。

第号様式

記載例（遺族等が申出を行う場合）

|  |
| --- |
| **特定死者情報提供申出書**令和〇年〇〇月〇〇日　記入した日（宛先）実施機関等　●●●●申出者　〒　〇〇〇-〇〇〇〇実施機関等の名称を記入してください。住所又は居所　名古屋市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号　　電話番号　〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇次のとおり特定死者情報の提供を求めます。 |
| 　申出に係る特定死者情報を特定するために必要な事項 | この部分は、あらかじめ情報を保有する部署と記載内容についてご調整をいただくと、受付後の手続がスムーズに進みます、担当部署より記載内容の案内を受けている場合は、当該記載内容を記載してください。 |
| 　本人確認等 | ア　申出者 | ☑遺族等　　□法定代理人　　□任意代理人 |
| イ　申出者の本人確認書類 | ☑運転免許証　　□個人番号カード□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書☑その他（　住民票の写し　）※申出書を送付して申出をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 |
| ウ　本人と遺族等との関係を証する書類等 | ア　亡くなられた方（本人）に関する次の書類「申出者」の欄は「遺族等」を選択し、同封する本人確認書類（コピー）に☑を入れてください。なお、住民票の写しは原本（区役所から交付されるそのもの。30日以内に作成されたもの）の提出が必要です。☑戸籍謄本（原本）　□死亡診断書（写）　□その他（　　　　　　　）イ　亡くなられた方（本人）と遺族等との関係を証する次の書類☑遺族等の戸籍謄本　□その他（　　　　　　　　　　　）申出書及び本人確認書類とともに、①対象者の死亡が確認できる書類（戸籍謄抄本等の原本、死亡診断書の写し等）②対象者と遺族等の関係が分かる書類（戸籍謄抄本の原本、法定相続一覧図の原本等）を併せてご提出ください。※亡くなられた方の兄弟姉妹、甥姪、ひ孫以降の方が申出をする場合は、これらの書類に加え、亡くなられた方の祖父母、父母、配偶者、子、孫がいないことを証する書類（亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍謄本等）（原本）が必要です。 |
| エ　遺族等の状況等 | （法定代理人又は任意代理人が申出する場合にのみ記載してください。）　(ｱ) 遺族等の状況　□未成年者（　　　　年　　月　　日生）　□成年被後見人　　　　　　　　　　□任意代理人委任者　(ｲ) 遺族等の　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｳ) 遺族等の住所又は居所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| オ　代理人の申出資格確認書類資料がある場合、提供は窓口又は郵送により行うことができます。郵送での交付の場合、希望する開示の方法は、「写しの交付」を選択し、写しの郵送を「希望する」を選択してください。場合により、資料の作成及び交付に係る費用をご負担いただくことがあります。なお、市民情報センターでの交付をご希望いただくことも可能です。 | （法定代理人又は任意代理人が申出する場合にのみ記載してください。）(ｱ) 法定代理人が申出する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）(ｲ) 任意代理人が申出する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。　□委任状　□その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 　希望する提供の方法※ご希望に沿えない場合があります。※費用等をご負担いただく場合があります。 | (1) いずれかを選択してください。□閲覧　　☑写しの交付　　□その他（　　　　　　　　　　　　）(2) 写しの交付を希望する場合には、その方法等についても記載してください。ア　写しの郵送　　□希望する　☑希望しないイ　電磁的記録媒体による写しの交付　　□希望する　　☑希望しない※特定死者情報が電磁的記録に記録されている場合に限ります。 |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａとする。

第号様式

記載例（遺族等の代理人が申出を行う場合）

|  |
| --- |
| **特定死者情報提供申出書**令和〇年〇〇月〇〇日　記入した日（宛先）実施機関等　●●●●申出者　〒　〇〇〇-〇〇〇〇実施機関等の名称を記入してください。住所又は居所　名古屋市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号　　電話番号　〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇次のとおり特定死者情報の提供を求めます。 |
| 　申出に係る特定死者情報を特定するために必要な事項 | この部分は、あらかじめ情報を保有する部署と記載内容についてご調整をいただくと、受付後の手続がスムーズに進みます、担当部署より記載内容の案内を受けている場合は、当該記載内容を記載してください。 |
| 　本人確認等 | ア　申出者「申出者」の欄は代理人の種類によって「法定代理人」又は「任意代理人」を選択し、同封する本人確認書類（コピー）に☑を入れてください。なお、住民票の写しは原本（区役所から交付されるそのもの。30日以内に作成されたもの）の提出が必要です。 | □遺族等　　☑法定代理人　　□任意代理人 |
| イ　申出者の本人確認書類 | ☑運転免許証　　□個人番号カード□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書☑その他（　住民票の写し　）※申出書を送付して申出をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 |
| ウ　本人と遺族等との関係を証する書類等 | ア　亡くなられた方（本人）に関する次の書類申出書及び本人確認書類とともに、①対象者の死亡が確認できる書類（戸籍謄抄本等の原本、死亡診断書の写し等）②対象者と遺族等の関係が分かる書類（戸籍謄抄本の原本、法定相続一覧図の原本等）を併せてご提出ください。☑戸籍謄本（原本）　□死亡診断書（写）　□その他（　　　　　　　）イ　亡くなられた方（本人）と遺族等との関係を証する次の書類☑遺族等の戸籍謄本　□その他（　　　　　　　　　　　）※亡くなられた方の兄弟姉妹、甥姪、ひ孫以降の方が申出をする場合は、これらの書類に加え、亡くなられた方の祖父母、父母、配偶者、子、孫がいないことを証する書類（亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍謄本等）（原本）が必要です。 |
| エ　遺族等の状況等 | （法定代理人又は任意代理人が申出する場合にのみ記載してください。）　(ｱ) 遺族等の状況　☑未成年者（○年○月○日生）　□成年被後見人　　　　　　　　　　□任意代理人委任者　(ｲ) 遺族等の　　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｳ) 遺族等の住所又は居所　〇区〇〇町〇丁目〇〇番地　 |
| オ　代理人の申出資格確認書類資料がある場合、提供は窓口又は郵送により行うことができます。郵送での交付の場合、希望する開示の方法は、「写しの交付」を選択し、写しの郵送を「希望する」を選択してください。場合により、資料の作成及び交付に係る費用をご負担いただくことがあります。なお、市民情報センターでの交付をご希望いただくことも可能です。 | （法定代理人又は任意代理人が申出する場合にのみ記載してください。）代理人であることが分かる書類は提供申出日より30日以内のものを原本でご用意ください。添付書類もご確認ください。(ｱ) 法定代理人が申出する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。　☑戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）(ｲ) 任意代理人が申出する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。　□委任状　□その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 　希望する提供の方法※ご希望に沿えない場合があります。※費用等をご負担いただく場合があります。 | (1) いずれかを選択してください。□閲覧　　☑写しの交付　　□その他（　　　　　　　　　　　　）(2) 写しの交付を希望する場合には、その方法等についても記載してください。ア　写しの郵送　　□希望する　☑希望しないイ　電磁的記録媒体による写しの交付　　□希望する　　☑希望しない※特定死者情報が電磁的記録に記録されている場合に限ります。 |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａとする。